

## 三重県議会会議規則（抜粋）

第16章 協議又は調整を行うための場  
（協議又は調整を行うための場）

第103条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

## 別表（第103条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	議会の活動、運営等の基本的事項に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出する議員	議長
全員協議会	県政の課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
議案聴取会	議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行うこと。	全議員	議長
委員長会議	委員会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長	議長
広聴広報会議	議会の広聴広報に関し協議又は調整を行うこと。	副議長及び会派から選出する議員	副議長
各派世話人会	一般選挙後議会運営委員等が選任されるまでの間、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	会派から選出する議員	座長（座長が選任されるまでの間は、事務局長）